

# 『公羊家の哲學』正誤表

## 要 旨

本稿は、中村俊也譯『公羊家の哲學』（白帝社刊、原書は陳柱著『公羊家哲學』）の正誤表である。紙面の都合で、訂正の対象は、引用文に、しかも、そのうちの、公羊の經・傳・注、春秋繁露、及び左氏の傳・注からのものに、限った。なお、引用文を、譯者は、訓讀しているので、訂正も、やむをえず、訓讀で示した。

岩 本 憲 司

頁	行	誤	正
15 14 11	11 4 12	周を新たにし 王者とは 譬へば、若し、隱公、命を 受けて王と爲り、諸侯、倡 して始めて先づ之に歸する 者、有れば、當に進めて之 を封じ、以って其の後に率 ふべし。 始めを	周を新とし <sup>(1)</sup> 王とは <sup>(2)</sup> 譬へば、隱公、命を受けて王 たり、諸侯に、倡始して先づ これに歸する者あらば、まさ に、進めりとしてこれを封 じ、以て其の後に率しむべ き、がごとし。 <sup>(3)</sup> * 削除 <sup>(4)</sup>
16 16	18 4	従ひて内の小惡をば擧ぐる なり。	内の小惡に従ひて擧ぐるな り。
17	6	もし、王者のごときもの、 使ひを遣はし諸侯の盟に莅 ましむるには、飾るに法度 を以ってす。	王者、使ひを遣はして諸侯の 盟に臨み、飭ふるに法度を以 てする、がごとからしむ。
18 18	11 8	戎より捷を 齊に忌難せられ輕侮せらる ること能はざるを恥ぢてな り。	戎の捷を 齊の忌難する所となる能は ず、輕侮せらるる、を恥ぢて なり。
18	12	古は方伯の征伐は道は ず。	古者、方伯、不道を征伐す。
19 19	3	離るると會ふと	離會 <sup>(5)</sup> 〔二國の會〕
19	4	自からの厚きを躬にし、 堯舜の道を道ふを樂しめる	躬自に厚くし、 堯舜の道を道ふを樂しめる
20	10		

27	15	か、末も亦た堯、舜の、君 子を知るを樂しまざるや、 を。 古は諸侯には較たる徳有 り、風を殊にし、行なひを 異にす。天子之を聘問すれ ば、北に當りて面し臣を稱 し、之を大廟に受くるは、 天王を尊ぶ所以にして、美 を先君に歸し、敢へて己れ を以って之に當てず。 蓋し起つの時天子微弱にし て、諸侯背叛し、肯へて王 者に従ひて征伐するなし。	か、を。末、また、堯舜の君 子を知るを樂しまざらんや。 <sup>(6)</sup> 古者、諸侯に較徳・殊風・異 行あれば、天子これを聘問 す。まさに北面して臣を稱 し、これを大廟に受くべし。 王命を尊び、美を先君に歸 し、敢へて己れを以てこれに 當てざる、所以なり。
28	11	殯に背くことをあらざらし むるなり。	殯に背くにあらざらしむるな り。
28	14	晉文、霸と雖も、人の孤 を會し、	晉文、霸たりて人の孤を會せ しむと雖も、 <sup>(7)</sup> ために諱めり。
28	15	諱むことを爲せり。	
29	9	微舒を討ち、其の中國を憂 ふるを善くす。故に、信す るの辭を爲せり。	微舒を討つ。其の中國を憂ふ るを善するが故に、信辭を爲 せり。
30	1	天子を尊び事へるの心無き を、惡めばなり、專ばら湯 沐の邑を以って魯に歸る	天子に尊事するの心なく、專 ら湯沐の邑を以て魯に歸る を、甚だ、惡めばなり。

38	34	34		33	33	33	33	32	31	31		30	30	30	30	30	30
4	4	2		18	18	9	1	9	10	4		16	15	12	9	8	6
<p>は、言へばなり。召さざるも、其の國を并せ絶つ。其の往く有るれば即ち諱むなり。僖公の成風の喪に、襄王、比に禮を加へたればなり。故に之を恩録す。其の、君の兄を弑すればなり。未だ王無きにあらざればなり。文公の功を正す。天子の自ら狩するが若くして、致すを非るなり。兩國をして自ら伐つを稱せしむ。王を刺るものは、五國の兵を交ふるに、令を緩かにし、天子の立つるところを伐たせ、還た、以て自らを納れしむ。子突を遣はし貴ぶも、子突を貴ぶを如きなり。故に京師を變じ</p>																	
<p>出づればなり。<sup>(8)</sup> 召せば、其の國より并絶す<sup>(9)</sup>。我に往く者あれば則ち謂ふなり。僖公と成風の喪に、襄王、比に禮を加へたるが故に、これを恩録す。その君兄を弑するを言ふなり。<sup>(10)</sup> 未だ王を無みせざればなり。<sup>(11)</sup> 文公の功を見はす<sup>(12)</sup>。天子自ら狩し、致すにあらざる、がごとからしむ。兩國自ら相伐つがごとからしむ。<sup>(13)</sup> 王者を刺るなり。緩かにし、(朔をして)五國の兵を交連して天子の立つるところを伐ち、還って以て自らを納れしむ。<sup>(14)</sup> 貴子突を遣はすも、貴子突なるを如きなるを刺る。故に京師を</p>																	
55	54	54	51			51	50		49		49	40	39	38			
1	16	9	17			9	13		10		10	18	14	10			
<p>て王室と言ひ、成周と曰はず。王室と言ふ者は、正に(王)以て諸侯を責むればなり。正すを著はす。天子に、命じてこれを歸すこと有るなり。尤も天道に悖れり。必ず一書し、其の害の重きを傷むなり。會同の事、大なる者は小を主とし、戰伐の事、後なる者は、先を主とす。暴師を久しくて、時に、師、魯に與ふるに、未だ至らざるを以て、又之を道に用ふ。是に於て其の百姓の命を視ること、草木の若くするを惡むは、不仁の甚しければなり。其の如くして、不義を征するを爲す。晉に與へずして、楚子の禮を爲すに與ふ。義を陳(陣)に行なはれ</p>																	
<p>變じて王室と言ふ。成周と曰はず、王室と言ふは、王<sup>(15)</sup>を正して以て諸侯を責むればなり。著正す。天子に命ありてこれを歸せばなり。天道に尤悖す。<sup>(16)</sup> 必ず一二書するは、その重んずるところを害するを傷みてなり。<sup>(17)</sup> 會同の事は、大なる者、小の主となり、戰伐の事は、後なる者、先の主となる。<sup>(18)</sup> 久しく師を暴して、時に、師を以て魯に與へんとして未だ至らず、又、道にこれをを用ふ。ここに於て、その百姓の命を視ること草木の若く、不仁の甚しき、を惡む。其の意の如くして、不義を征するがためなり。晉に與さず、楚子に與して禮ありとなす。<sup>(20)</sup> 義を陳(國名)に行なひ、<sup>(21)</sup></p>																	

66	65	65	65		63	63	62	62		62		56	56	55	55		55	55	
1	7	3	1		8	2	18	18		17		6	3	18	8		6	3	3
<p>衆<small>おほ</small>く責<small>あ</small>むるに足る。 榮<small>は</small>ゆるに親<small>か</small>き 成<small>た</small>らぐ。 慈<small>あ</small>兄<small>い</small>を弒<small>ころ</small>すればなり。</p>				<p>營<small>あ</small>ましめんとす、と。 吾<small>われ</small>、將<small>まさ</small>に之<small>これ</small>に授<small>たま</small>け、菟<small>とま</small>裘<small>き</small>を 且<small>かつ</small>つ如<small>ごと</small>し、 隱<small>ひそ</small>は長<small>なが</small>じて又<small>また</small>た賢<small>けん</small>、 隱<small>ひそ</small>は長<small>なが</small>ずるも卑<small>ひ</small>し。</p>				<p>將<small>まさ</small>に國<small>くに</small>を平<small>たい</small>らかにし、 公<small>こう</small>の意<small>い</small>を成<small>せい</small>せばなり。公<small>こう</small>、 然<small>しか</small>にして美<small>う</small>はし。 恩<small>おん</small>を推<small>お</small>すこと之<small>これ</small>を遠<small>とほ</small>くし て、大<small>おほ</small>に仁<small>に</small>を爲<small>な</small>す者<small>もの</small>は、自 然<small>じ</small>にして美<small>う</small>はし。</p>				<p>禮<small>れい</small>を爲<small>な</small>すに與<small>あ</small>ふ。 夷<small>あ</small>狄<small>てい</small>に予<small>あた</small>へずして、中<small>ちゆう</small>國<small>こく</small>の 舍<small>す</small>つる 二<small>に</small>大<small>たい</small>夫<small>ふう</small>を己<small>おの</small>れとす。 敵<small>てき</small>情<small>じやう</small>に與<small>あ</small>ひ、 恩<small>おん</small>を推<small>お</small>すこと之<small>これ</small>を遠<small>とほ</small>くし て、大<small>おほ</small>に仁<small>に</small>を爲<small>な</small>す者<small>もの</small>は、自 然<small>じ</small>にして美<small>う</small>はし。</p>				<p>楚<small>そ</small>に與<small>あ</small>ひして 臣<small>しん</small>を以<small>もつ</small>て君<small>きん</small>に及<small>およ</small>ぼすも、 晉<small>しん</small>に嫌<small>きら</small>あらざるを以<small>もつ</small>て、 直<small>ただ</small>ちに、 夷<small>あ</small>狄<small>てい</small>に予<small>あた</small>へずして、中<small>ちゆう</small>國<small>こく</small>の 禮<small>れい</small>を爲<small>な</small>すに與<small>あ</small>ふ。 舍<small>す</small>つる 二<small>に</small>大<small>たい</small>夫<small>ふう</small>を己<small>おの</small>れとす。 敵<small>てき</small>情<small>じやう</small>に與<small>あ</small>ひ、 恩<small>おん</small>を推<small>お</small>す者<small>もの</small>は、これ を遠<small>とほ</small>くし て大<small>おほ</small>、仁<small>に</small>を爲<small>な</small>す者<small>もの</small>は、自 然<small>じ</small>にして美<small>う</small>はし。</p>			
<p>衆<small>おほ</small>は、責<small>あ</small>むるに足る。 親<small>か</small>榮<small>は</small>する 成<small>た</small>す。 慈<small>あ</small>兄<small>い</small>より篡<small>あ</small>ふ。</p>				<p>營<small>あ</small>ましめ、吾<small>われ</small>、將<small>まさ</small>に老<small>おい</small>い んとす、と。 吾<small>われ</small>、將<small>まさ</small>に之<small>これ</small>に授<small>たま</small>けん とす、菟<small>とま</small>裘<small>き</small>を 且<small>かつ</small>つ如<small>ごと</small>し、 隱<small>ひそ</small>は長<small>なが</small>なるも卑<small>ひ</small>し。 隱<small>ひそ</small>は長<small>なが</small>にして又<small>また</small>た賢<small>けん</small>、 且<small>かつ</small>つ如<small>ごと</small>し。</p>				<p>公<small>こう</small>の意<small>い</small>を成<small>せい</small>せばなり。何<small>なに</small>ぞ公<small>こう</small>、 の意<small>い</small>を成<small>せい</small>す。公<small>こう</small>、將<small>まさ</small>に國<small>くに</small>を平 らかにし、 隱<small>ひそ</small>は長<small>なが</small>なるも卑<small>ひ</small>し。 隱<small>ひそ</small>は長<small>なが</small>にして又<small>また</small>た賢<small>けん</small>、 且<small>かつ</small>つ如<small>ごと</small>し。</p>				<p>己<small>おの</small>れとは、二<small>に</small>大<small>たい</small>夫<small>ふう</small>なり。 敵<small>てき</small>と情<small>じやう</small>し、 恩<small>おん</small>を推<small>お</small>す者<small>もの</small>は、これ を遠<small>とほ</small>くし て大<small>おほ</small>、仁<small>に</small>を爲<small>な</small>す者<small>もの</small>は、自 然<small>じ</small>にして美<small>う</small>はし。</p>							
	67	67		67		67	67		67	67	66	66		66		66		66	
	15	14		13		10	10		8	5	10	10		7		6		6	
<p>りと爲<small>な</small>すなり、而<small>しか</small>うして、 れ、吾<small>われ</small>、爾<small>なん</small>を以<small>もつ</small>て篡<small>あ</small>なへ 國<small>こく</small>を季<small>き</small>子<small>し</small>に致<small>いた</small>さんか、と。 吾<small>われ</small>、爾<small>なん</small>の國<small>こく</small>を受<small>う</small>くれれば、是 れ、吾<small>われ</small>、爾<small>なん</small>を以<small>もつ</small>て篡<small>あ</small>なへ りと爲<small>な</small>すなり、而<small>しか</small>うして、</p>				<p>僚<small>れう</small>、惡<small>い</small>くんぞ君<small>きん</small>と爲<small>な</small>るを得 んや、 國<small>こく</small>を季<small>き</small>子<small>し</small>に致<small>いた</small>さんか、と。 吾<small>われ</small>、爾<small>なん</small>の國<small>こく</small>を受<small>う</small>くれれば、是 れ、吾<small>われ</small>、爾<small>なん</small>を以<small>もつ</small>て篡<small>あ</small>なへ りと爲<small>な</small>すなり、而<small>しか</small>うして、</p>				<p>使<small>つか</small>ひして亡<small>な</small>ぐ。 季<small>き</small>子<small>し</small>、使<small>つか</small>ひして反<small>か</small>らば、至 りて之<small>これ</small>に君<small>きん</small>たるのみ（  本 來<small>らい</small>、季<small>き</small>子<small>し</small>が、使<small>つか</small>者<small>しや</small>として ゆくさきより歸<small>かへ</small>つて即<small>すな</small>位<small>ゐ</small>す べきであつた）。</p>				<p>衛<small>ゑい</small>侯<small>こう</small>を反<small>か</small>えずを治<small>おさ</small>む。 若<small>も</small>し、是<small>これ</small>、 尚<small>なほ</small>速<small>すみ</small>やかに予<small>わ</small>が身<small>み</small>に悔<small>く</small>ゆる こと有<small>あ</small>れ、 使<small>つか</small>ひして亡<small>な</small>ぐ。 季<small>き</small>子<small>し</small>、使<small>つか</small>ひして反<small>か</small>らば、至 りて之<small>これ</small>に君<small>きん</small>たるのみ（  本 來<small>らい</small>、季<small>き</small>子<small>し</small>が、使<small>つか</small>者<small>しや</small>として ゆくさきより歸<small>かへ</small>つて即<small>すな</small>位<small>ゐ</small>す べきであつた）。</p>							
<p>爾<small>なん</small>、吾<small>われ</small>が兄<small>あ</small>を殺<small>ころ</small>し、吾<small>われ</small>もまた 國<small>こく</small>を季<small>き</small>子<small>し</small>に致<small>いた</small>す。 吾<small>われ</small>、爾<small>なん</small>に國<small>こく</small>を受<small>う</small>くれれば、是 れ、吾<small>われ</small>、爾<small>なん</small>と篡<small>あ</small>なすなり。 爾<small>なん</small>、吾<small>われ</small>が兄<small>あ</small>を殺<small>ころ</small>し、吾<small>われ</small>もまた</p>				<p>僚<small>れう</small>、惡<small>い</small>くんぞ君<small>きん</small>と爲<small>な</small>るを得 んや、と。 國<small>こく</small>を季<small>き</small>子<small>し</small>に致<small>いた</small>す。 吾<small>われ</small>、爾<small>なん</small>に國<small>こく</small>を受<small>う</small>くれれば、是 れ、吾<small>われ</small>、爾<small>なん</small>と篡<small>あ</small>なすなり。 爾<small>なん</small>、吾<small>われ</small>が兄<small>あ</small>を殺<small>ころ</small>し、吾<small>われ</small>もまた</p>				<p>使<small>つか</small>ひして亡<small>な</small>ぐ。 季<small>き</small>子<small>し</small>、使<small>つか</small>ひして反<small>か</small>り、至<small>いた</small>りて 之<small>これ</small>の「僚<small>れう</small>」を君<small>きん</small>とす。*（ 内<small>うち</small>は削<small>く</small>除<small>ぞ</small>す。 治<small>ち</small>めて衛<small>ゑい</small>侯<small>こう</small>を反<small>か</small>す。 かのごとく、 尚<small>なほ</small>はくは速<small>すみ</small>やかに予<small>わ</small>が身<small>み</small>に悔<small>く</small> あれ、 使<small>つか</small>ひして亡<small>な</small>ぐ。 季<small>き</small>子<small>し</small>、使<small>つか</small>ひして反<small>か</small>り、至<small>いた</small>りて 之<small>これ</small>の「僚<small>れう</small>」を君<small>きん</small>とす。*（ 内<small>うち</small>は削<small>く</small>除<small>ぞ</small>す。</p>				<p>己<small>おの</small>れに立<small>た</small>ち、 衛<small>ゑい</small>侯<small>こう</small>を反<small>か</small>えずを治<small>おさ</small>む。 若<small>も</small>し、是<small>これ</small>、 尚<small>なほ</small>速<small>すみ</small>やかに予<small>わ</small>が身<small>み</small>に悔<small>く</small> こと有<small>あ</small>れ、 使<small>つか</small>ひして亡<small>な</small>ぐ。 季<small>き</small>子<small>し</small>、使<small>つか</small>ひして反<small>か</small>り、至<small>いた</small>りて 之<small>これ</small>の「僚<small>れう</small>」を君<small>きん</small>とす。*（ 内<small>うち</small>は削<small>く</small>除<small>ぞ</small>す。</p>							

75	75	75	75	75	70	70	69	69	69	68	68	
17	10	9	8	8	8	7	17	10	2	17	13	
與へ、 之を操るを以て、已だ戚	則ち曷爲れぞ獨り此に於いてする。桓の主と爲れるに	王者の事と	卒に荆を怙ふ。	中國絶へず	取りて足れり。	顔に有せられし所の者なり。	大夫の妾にして、士の妻なり。	或は師を主とると爲す。	或は、國を主とると爲し、	奔るに、未だ、自り、と言はず。	兄弟相殺すこと、	爾、吾が兄を殺さば、吾も又た爾を殺さん。是、父子相殺すこと、
之に操るを以て、已だ戚しと	則ち曷爲れぞ獨り此に於いて桓の主となるを與す。	王者の事を、	卒く荆を怙はしむ。(36)	中國絶へざること	足るを取れり。	顔に有つ所爲の者なり。(35)	大夫の妾、(あるひは)士の妻なり。	師に主となる。	或は、國に主となり、或は、	奔るに、未だ、「自」と言ふ者あらず。	相殺し、	爾を殺さば、是れ、父子兄弟相殺し、

94	94	94	92	91	91	91	90	86	86	81	79	78	77	77	
10	9	8	11	15	14	4	17	9	6	3	1	8	7	6	
我をして先君の歳時には、	我が宗廟の主は、	自から力は加へざるも、	深く諱みて恥ずればなり。	猶天子無きがごときなり。	祖に遠きこと、	國と君は一體なり。	去る	殺戮すること、仇讎を屠るが如くすれば、其の民、	殺戮すること、屠るが如く、	禮義を治めしめず。	主として、會へばなり。	邾婁人と、	猶止まるを知らず。	令狐の戦ひを起こすに、敵	めりと爲せばなり。
先君をして歳時に、	我が宗廟の主なれば、	自から、力の加はざるを知るも、志、これを距まんとす。	深く恥を諱めばなり。	猶明天子無ければなり。(44)	遠祖とは、	國君は一體なり。	去る(43)	その民を仇讎とし、	殺戮すること、屠るが如く、	禮義あるを制治せしめず。(40)	會に主となればなり。	邾婁人に會ひ、	猶止まるを知らざる、を起こす。	令狐の戦、敵均くして敗れ	なせばなり。(38)

117	117	112	112	112	109	101	100	100	97	96	96	96	96	96	95	94	94	94											
8	8	10	9	8	6	1	17	14	7	11	9	9	8	6	16	18	13	12											
成さしむる	意)いふの事無し。	遂に(自身の判断で、の	甚だしくする	世子の母弟	甲生を弑す。	「賈つ」、「石」は、	治を大平に著かにし、	治を升平に見れば、	見れば、	社稷に羞づる	上(かみ)に	丑父、大義あれば、	慢侮(あなど)られて、	齊に辱(はず)かしむ。	辱(よろこ)の逃遁(とうとん)するを獲る者は、	以って、人の義を知らず、	と爲して、疑ふなり。	丑父は、三軍を欺むぎ、大	辱を晋に爲し、其の、頃公	を免がれしむるも、宗廟を	齊に辱(はず)かしむ。								
成(49)す		遂(48)事なし。	甚だしとする	世子・母弟	申生を殺す。	「賈(47)石」は、	治の大平なるを著(あ)はす。	治の升平なるを見(あ)はす。	見(あ)はす。	*9行目の頭に移動。	社稷を羞(はず)づかしむる	慢侮(46)して、	丑父の大義、	丑父の三軍を欺(あ)はくは、大罪を	晋になすなり。その頃公を免	すは、宗廟を辱(はず)しむるを齊に	なすなり。				故にこれを「大去」となす。								
125	124	124	124	124	124	124	124	124	123	123	123	122	118	117	117														
8	15	12	10	9	5	4	4	4	5	2	1	12	11	11	11														
止に聴けるなり。	之に親しむ、	なり。	譏るは、喪に取るを以って	と能はざるは、尤も	俗に従ふと雖も、終(お)ふるこ	と能はざるは、尤も	は、肌膚の情なり、	必ずや以へらく、三年の喪	は、	三年に過ぎず。	経文を接するに、公には、	必ずや以へらく、三年の喪	は、	文公、喪を以って取る。	諸侯には、來朝、と曰ふ。	と曰ふがごとし。	京師に歸る。	善き所なり。	難みてなり。其の、難むこ	と、奈何ん。	上の禮を加えない)	王者の、妃匹を重んぜざる	こと、天下の母を逆(む)ふる	に、婢妾を迎ふるが若くす	るを疾むなり。	難(な)みてなり。	王者、妃匹を重んぜず、天下	の母を逆(む)ふること、婢妾を逆	ふるが若きなる、を疾む。
止を聴(55)くなり。	これを親(55)しくす、		譏るに喪取を以てするなり。	と雖も、尤(54)ほ	俗に従(い)ひて終(お)ふること能はず	と雖も、尤(54)ほ	なるを以てなり。	必ずや、三年の喪は肌膚の情	なるを以てなり。	三年を過ぎず。	経を按(お)ずるに、文公は、	必ずや、三年の喪は肌膚の情	なるを以てなり。	春秋、文公を譏るに喪取を以	てす。(53)	諸侯の來るには、「朝」と曰	ふ。(52)	京師に歸(か)ぐ。	善(よ)する所なり。	難(な)むこと、いかん。	難(な)みてなり。その日(ひ)をいふ	は、何(なに)ぞ。難(な)みてなり。その	*削除(50)						

130	128	128	128	128	127	127	127	127	127	127	126	127
2	18	18	17	3	16	15	14	13	11		2	13
<p>盈<small>おほ</small>いに諱<small>とが</small>めばなり。                  臣<small>おん</small>子<small>こ</small>、榮<small>は</small>れを尊<small>よ</small>ぶに縁<small>よ</small>りて、君<small>くん</small>父<small>ふ</small>、之<small>これ</small>を共<small>とも</small>にするを欲<small>ほ</small>せざる莫<small>な</small>し。故<small>ゆゑ</small>に加<small>く</small>へて之<small>これ</small>を録<small>しる</small>すは、孝<small>こう</small>子<small>こ</small>の志<small>し</small>を養<small>やしな</small>ふ所以<small>ゆゑん</small>にして、人<small>ひと</small>の子<small>こ</small>に許<small>ゆる</small>す時<small>とき</small>は、必<small>かなら</small>ず父<small>ちち</small>を使<small>つか</small>ふなり。                  其<small>その</small>の子<small>こ</small>の心<small>こころ</small>を失<small>は</small>なふに施<small>ほ</small>す。(  この場合、批判を加<small>く</small>える)                  怒<small>いか</small>りの未<small>な</small>だ解<small>い</small>けず、惡<small>い</small>の未<small>な</small>だ已<small>や</small>まず、                  重<small>か</small>ねて故<small>ゆゑ</small>無<small>な</small>きを以<small>も</small>つて、喪<small>も</small>に居<small>お</small>るも、人<small>ひと</small>を伐<small>う</small>つ。                  子<small>こ</small>は失<small>な</small>恩<small>おん</small>を親<small>おや</small>に施<small>ほ</small>し、                  已<small>すで</small>に                  子<small>こ</small>の、父<small>ちち</small>を弑<small>ころ</small>すること有<small>あ</small>るの禍<small>わざはひ</small>を隠<small>ひそ</small>かに痛<small>いた</small>む。                  其<small>その</small>の太子<small>たいし</small>申<small>まを</small>生<small>う</small>を弑<small>ころ</small>す。                  太子<small>たいし</small>の母<small>はは</small>弟<small>あに</small>                  甚<small>はな</small>だしくすればなり。                  其<small>その</small>の爲<small>ため</small>にする所<small>ところ</small>に本<small>もと</small>づきて之<small>これ</small>を爲<small>な</small>す者<small>もの</small>は、位<small>くらゐ</small>を得<small>え</small>んと欲<small>ほ</small>する所<small>ところ</small>に蔽<small>おほ</small>はれて、其<small>その</small>の</p>												
<p>諱<small>とが</small>むことを盈<small>おほ</small>たせばなり。<sup>(56)</sup>                  臣<small>おん</small>子<small>こ</small>の尊<small>よ</small>榮<small>は</small>は、君<small>くん</small>父<small>ふ</small>とこれ<small>これ</small>を共<small>とも</small>にするを欲<small>ほ</small>せざるなき、に縁<small>よ</small>りて、故<small>ゆゑ</small>にこれ<small>これ</small>を加<small>く</small>録<small>ろ</small>す。                  孝<small>こう</small>子<small>こ</small>の志<small>し</small>を養<small>やしな</small>ふ所以<small>ゆゑん</small>なり。人<small>ひと</small>の子<small>こ</small>に許<small>ゆる</small>すときは、必<small>かなら</small>ず、父<small>ちち</small>にも使<small>つか</small>す。<sup>(58)</sup>                  其<small>その</small>の子<small>こ</small>の心<small>こころ</small>を施<small>ほ</small>失<small>しつ</small>するを以<small>も</small>つて、                  (諸<small>しよ</small>侯<small>こう</small>) これを怒<small>いか</small>りて未<small>な</small>だ解<small>い</small>けず、これを惡<small>い</small>みて未<small>な</small>だ已<small>や</small>まず。                  重<small>か</small>ぬるに、故<small>ゆゑ</small>なくして喪<small>も</small>に居<small>お</small>りて人<small>ひと</small>を伐<small>う</small>つを以<small>も</small>つてす。                  子<small>こ</small>は恩<small>おん</small>を親<small>おや</small>に施<small>ほ</small>失<small>しつ</small>、<sup>(60)</sup>                  已<small>おの</small>れは                  子<small>こ</small>の、父<small>ちち</small>を弑<small>ころ</small>するの禍<small>わざはひ</small>あるを隠<small>ひそ</small>かに痛<small>いた</small>む。<sup>(61)</sup>                  其<small>その</small>の世<small>よ</small>子<small>こ</small>申<small>まを</small>生<small>う</small>を殺<small>ころ</small>す。                  世<small>よ</small>子<small>こ</small>・母<small>はは</small>弟<small>あに</small><sup>(62)</sup>                  甚<small>はな</small>だしとすればなり。                  其<small>その</small>の爲<small>ため</small>する所<small>ところ</small>を本<small>もと</small>ぬるに、これ<small>これ</small>を爲<small>な</small>す者<small>もの</small>は、欲<small>ほ</small>する所<small>ところ</small>に蔽<small>おほ</small>はれ、位<small>くらゐ</small>を得<small>え</small>て、其<small>その</small>の難<small>がた</small>を見<small>み</small>ざ</p>												
135	135	135	134	134	134	134	134	132	130	130	130	130
17	14	6	18	17	17	16	15	13	18	6	4	3
<p>難<small>がた</small>きを見<small>み</small>ざるなり。                  疾<small>いた</small>む、                  奚<small>なん</small>齊<small>せい</small>と謂<small>い</small>へるが若<small>ごと</small>きには、                  曰<small>い</small>ふ、嘻<small>あ</small>嘻<small>あ</small>、と。大<small>たい</small>國<small>こく</small>の君<small>くん</small>子<small>こ</small>と爲<small>な</small>れば、富<small>ふ</small>貴<small>き</small>は足<small>た</small>れり。何<small>なん</small>ぞ、兄<small>あに</small>の位<small>くらゐ</small>(  里克<small>りき</small>の立場<small>たつぱ</small>)を以<small>も</small>つて、之<small>これ</small>(  君<small>くん</small>主<small>しゅ</small>の位<small>くらゐ</small>)に居<small>お</small>らんと欲<small>ほ</small>し、以<small>も</small>つて此<small>こゝ</small>に至<small>いた</small>らんや、と爾<small>しか</small>云<small>い</small>ふ。                  痛<small>いた</small>む所<small>ところ</small>を録<small>しる</small>すの辭<small>ことば</small>なり。                  何<small>なん</small>を以<small>も</small>つて、                  復<small>かえ</small>るに至<small>いた</small>らず                  時<small>とき</small>に祭<small>まつ</small>りを奉<small>ほう</small>ぜず、以<small>も</small>つて三年<small>さんねん</small>ならざるに、又<small>また</small>た、喪<small>も</small>を以<small>も</small>つて取<small>と</small>り、                  先<small>せん</small>公<small>こう</small>に逆<small>さか</small>らひ、                  臣<small>おん</small>とせざる                  侮<small>あな</small>りを外<small>そと</small>に出<small>い</small>だし、奪<small>うば</small>ひを内<small>うち</small>に入<small>い</small>らしむるは、                  位<small>くらゐ</small>を無<small>な</small>みするの君<small>きみ</small>なり。                  仁<small>に</small>を愛<small>あい</small>し                  廢<small>あ</small>し、                  一<small>いつ</small>時<small>じ</small>の祭<small>まつ</small>りを廢<small>あ</small>すること<small>を</small>爲<small>な</small>す。廟<small>めう</small>に事<small>つか</small>ふること有<small>あ</small>るも、</p>												
<p>るなり。                  疾<small>いた</small>む、                  奚<small>なん</small>齊<small>せい</small>に謂<small>い</small>ひて『嘻<small>あ</small>嘻<small>あ</small>、大<small>たい</small>國<small>こく</small>の君<small>くん</small>子<small>こ</small>となりて、富<small>ふ</small>貴<small>き</small>足<small>た</small>れり。何<small>なん</small>ぞ、兄<small>あに</small>(申<small>まを</small>生<small>う</small>)の位<small>くらゐ</small>を以<small>も</small>つて、これ<small>これ</small>に居<small>お</small>らんと欲<small>ほ</small>し、以<small>も</small>つてこゝに至<small>いた</small>るや』と曰<small>い</small>ふが若<small>ごと</small>きのみ。                  痛<small>いた</small>む所<small>ところ</small>を録<small>しる</small>すの辭<small>ことば</small>なり。                  何<small>なん</small>を以<small>も</small>つて、                  至<small>いた</small>らずして復<small>かえ</small>る                  時<small>とき</small>ならざるに奉<small>ほう</small>祭<small>まつ</small>し、三年<small>さんねん</small>を以<small>も</small>つてせす、また喪<small>も</small>取<small>と</small>を以<small>も</small>つてし、                  先<small>せん</small>公<small>こう</small>を逆<small>さか</small>らす。<sup>(64)</sup>                  臣<small>おん</small>たらざる                  出<small>い</small>でては外<small>そと</small>に侮<small>あな</small>られ、入<small>い</small>りては内<small>うち</small>に奪<small>うば</small>はる。                  位<small>くらゐ</small>無<small>な</small>きの君<small>きみ</small>なり。                  仁<small>に</small>を爲<small>な</small>し                  廢<small>あ</small>く。<sup>(65)</sup>                  一<small>いつ</small>時<small>じ</small>の祭<small>まつ</small>りを廢<small>あ</small>す。廟<small>めう</small>に事<small>つか</small>ありて、</p>												

155	155	151		151	151	151	150	147	147	146	146	146	145	144		142		
13	7	11		10	10	8	8	16	13	7	5	3	3	18	9	6		
善行をして	公孫會、鄭自ら出で、宋に奔る。	喪に伐つ	と。	『衛侯遯卒す』(成公二年)、	『鄭師、之を侵す。』(同上)	喪に伐たざる	奚くにか、	陳を存すことは、怖し。	楚人と泓と戦ふ。	繁くして殺がざる者は、	陳を存すことは、怖し。	義を善くせざる	風俗に動く者は、徒らに爲すこと甚だ悪しきなり。	公、魚を棠に觀るは、何ぞ。惡めばなり。	千金の魚、公、	齊桓、袁濤塗を執ふるの罪は、	外の大惡に於いては書し、小惡は書さず。内の大惡に於いては諱み、小惡は書す。	
善を行なふ者をして	曹の公孫會、鄭より宋に出奔す。	喪を伐つ	衛侯遯卒し、鄭師これを侵す。	喪を伐たざる	奚くんぞ、	陳を存するは、怖しみてなり。	辭繁くして殺がざる者は、	楚人と泓に戦ふ。	甚惡たり。	風化を動かす者は、徒だ	公、魚を棠に觀る。何ぞ惡むや。	* 削除	齊桓、袁濤塗の罪を執ふ。	外に於いては、大惡は書し、小惡は書さず。内に於いては、大惡は諱み、小惡は書す。				
	168	168	167	167	166	166	166	165	165	165	158	158	157	157	157	157	155	
	9	6	7	4	17	6	1	17	13	11	9	8	13	12	10	9	13	
に嫌ひあり。	つを得るに惡しきこと無き	之を立てんと欲するも、立つを得るに惡しきこと無きに嫌ひあり。	立つを欲す	遺つる	善くする	其の及ぶの端、眇かにして、	殺す。	吾、此の攝はりを立てん。	且つ使し、	女を愛するに若かず。	謂ふなり。	渾て皆書さざるは、	纂ふことを爲す。	子として當に絶つべからざるに、還た(晉に)入りて、	覆ふに在るは、	譚を滅ぼし、項を逐へる	之が爲に諱むは、	喜時の患ひ
し。	つを得て惡なきにまぎらわ	これを立てんと欲すれば、立つを得て惡なきにまぎらわし。	立てんと欲す	遺す	善する	そのこれに及ぶこと端眇にして、	弑す。	吾ここに立つは、攝なり。	且使、	女を愛するが若からず。	と謂ふ。	渾じめ皆書さず。	還入は纂たり。	子たらざるは當に絶つべし。	覆ふに在り。	譚・遂・項を滅す	之が爲に諱む。	喜時の讓



173	173	173	173	172	172	172	172	171	171	171	169	169	168	168	168	
9	8	7	1	14	9	5	4	4	8	6	4	16	12	18	17	10
之を大とするは、此れ聞か	るは、	之を大とするは、此れ聞か	るは、	之を大とするは、此れ聞か	るは、	之を大とするは、此れ聞か	るは、	之を大とするは、此れ聞か	るは、	之を大とするは、此れ聞か	るは、	之を大とするは、此れ聞か	るは、	之を大とするは、此れ聞か	るは、	之を大とするは、此れ聞か
これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か	これを大とす。これ聞か

175	175	175	175	175	174	174	174	174	174	173	173	173	173	173	173	173	
14	10	10	6	2	10	7	7	3	3	3	2	18	16	14	14	12	11
君命を以て出づるも、	利する者	君命を以て出づるも、	利する者	君命を以て出づるも、	利する者	君命を以て出づるも、	利する者	君命を以て出づるも、	利する者	君命を以て出づるも、	利する者	君命を以て出づるも、	利する者	君命を以て出づるも、	利する者	君命を以て出づるも、	利する者
君命を以て出づれば、	利すべき者	君命を以て出づれば、	利すべき者	君命を以て出づれば、	利すべき者	君命を以て出づれば、	利すべき者	君命を以て出づれば、	利すべき者	君命を以て出づれば、	利すべき者	君命を以て出づれば、	利すべき者	君命を以て出づれば、	利すべき者	君命を以て出づれば、	利すべき者

187	187	186	186	186	186	186	186	178	178	178	178	178	176	176	175	175								
6	5	16	8	7	5	4	2	18	16	14	13	8	3	4	3	17	15							
其の業を承くるは、	夷狄、動く。	民の心を	なり。	以って民の致す所を禁むる	人に害有る物の、	進みて諂らひ謀る。	獲らるるに係はり、	日、食くること有り。	者、	大徳の、閑を踰ゆる無き	爲し、	を以って同居（  嗣君）と	は、之（  その女性の子）	鄒の、莒に取るに至りて	諸侯、父子、兄弟、	に在らず。故に、	以って然る可からざるの域	其の君をして之を榮えしむ	尤も	道に事を生ずれば、	將率	相に悖然たるが若し。	らざる有るなり、と。	喪を聞かば徐るに行きて反
その業を承くるも、	夷狄、動き、	民を	るなり。	以て民を禁ずる、の致すところなり。	人・物に害あり、	諂謀を進む。	係獲せられ、	日、これを食するあり。	大徳は、閑を踰ゆる無き者、	君と爲すに至りては、	諸侯の父子兄弟、	鄒、莒に取り、これを以て司	以て然るべきの域に在らざれば、故より	諸侯の父子兄弟、	ば、故より	以て然るべきの域に在らざれば、故より	*「之を」削除	尤も	道に事を生じ、	將率	相悖るが若く然り。	と。	喪を聞くも徐行して反らず、	
214	207	207	207	207	207	207	207	207	207	204	204	204	204	204	189	187								
1	15	14	11	10	9	6	5	3	12	11	10	10	8	16	6									
鄭の志、と謂ひて、	して	天下、血にて魯の端門に書	に漢に授くべきなり。	制作の道備はれるにて、當	しきを置くの象なり、	木を起こし火を絶ち、王の	制作の道備はれるにて、當	帯（  ほうき）、且、は新	蠃、冬に踊あり、	漢の、卵、金、刀に興り、	其の出づると爲す	孰爲れぞ	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、	漢の、卵、金、刀に興り、
鄭の志と謂ふ。		天、血書を魯の端門に下して	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	を起こす。	

214	214	214	214	214
18	9	4	2	2
雨星、 ば、 雨星、			之を難ずればなり。 『傳』に、夫子、『春秋』を 作るに、舊史を改め、以つ て義を明かにす。 克つ、を以つて文と爲す、 以つて其の義を見ず者なれ ば、 雨星、	
			これを難しとすればなり。 傳、夫子『春秋』を作るに、 舊史を改め、以て義を明らか にする、を言う。 「克」を以て文を爲すは、 以てその義を見ずは、 星、雨り、	

〔注〕

- (1) 11頁17行・12頁9行・13頁16行・204頁13行・211頁1行も同様。なお、宣公十六年の何注に「新周而故宋」とあるのを参照。
- (2) 隱公元年の經文に「元年春王正月」とあるのを参照。
- (3) 65頁14行も同様。
- (4) 引用の誤り。
- (5) 100頁16行・17行も同様。
- (6) 60頁1行も同様。
- (7) 僖公二十八年の何注に「陳有大喪而疆會其孤」とあるのを参照。
- (8) 引用の誤り。
- (9) 「并」は、屏に通じて、しりぞけるの意。つまり、「并絶」で連文。
- (10) 「君兄」とは、君であり兄でもある者「隱公」をいう。
- (11) 疏に「未敢無王」とあるのを参照。
- (12) 引用の誤り。
- (13) 引用の誤り。
- (14) 『釋文』に「令 力呈反」とあるのを参照。
- (15) 引用の誤り。
- (16) 「尤悻」で連文。
- (17) 引用の誤り。

- (18) 意味が全く逆である。
- (19) 「暴師」は、あらあらしい軍隊の意ではない。
- (20) 77頁10行・103頁4行も同様。
- (21) 宣公十一年の經に「冬十月楚人殺陳夏徵舒」とあるのを参照。
- (22) 103頁7行も同様。
- (23) 77頁13行も同様。なお、宣公十二年の公羊傳文に「退舍七里」とあるのを参照。
- (24) 「情」とは、實情をもらすの意。
- (25) 何注に「且如 假設之辭」とあるのを参照。
- (26) 「成」は、完成させるの意。たいらぐでは、意味が逆である。
- (27) 何注〔解詁〕の原文には「相親榮」とある、のを参照。
- (28) 何注の原文には、この直前に「三人爲衆」という句がある、のを参照。
- (29) 譯注者云云という( )内は、驚くべき誤りである。削除。
- (30) すぐ下に「然後」とあるのを参照。ただし、斷定は出来ない。
- (31) 「亡」は、(吳に)いながったの意。
- (32) 「以」は與に通じる。なお、傳の原文では、「與」に作っている。
- (33) 「享」の主語は闔廬、「飲」の主語は季子である。念のため。
- (34) 濫を國とみなすの意。何注に「通濫爲國」とあるのを参照。したがって( )内は削除。
- (35) 顔の妻であった時にできた子。
- (36) 何注に「卒 盡也 怙 服也」とあるのを参照。
- (37) 『春秋繁露』王道篇に「桓公救中國攘夷狄卒服楚至爲王者事」とあるのを参照。
- (38) 何注に「操 迫也 已 甚也 戚 痛也 迫殺之甚痛」とあるのを参照。
- (39) 「敵均」で連文。
- (40) 引用の誤り。
- (41) 145頁2行も同様。
- (42) 145頁5行も同様。
- (43) 90頁18行・91頁11行12行・92頁14行・93頁16行・157頁18行・158頁1行も同様。

- (44) この「猶」は再讀文字ではない。傳の原文には、この直前に「至今、紀者」という句がある、のを参照。
- (45) 178頁5行も同様。
- (46) 受動ではない。
- (47) 文字の順序が重要。
- (48) 175頁9行13行16行・176頁1行15行も同様。「遂事」とは、獨斷で事を行なうの意。
- (49) 次行も同様。
- (50) 「復」には、特に意味はない。
- (51) この「猶」は、上の「雖」をうけている。再讀文字ではない。
- (52) 引用の誤り。
- (53) 引用の誤り。
- (54) 「尤」は、猶に通じ、上の「雖」をうけている。なお、『春秋繁露』の原文では、「猶」に作っている。
- (55) 次行も同様。「親」は、自分でするの意。
- (56) 何注に「盈 滿也 相接足之辭也」とあるのを参照。
- (57) 引用の誤り。
- (58) ここは、うまく訓讀できない。疏に「使其人父亦尊榮」とあるのを参照。
- (59) 「施失」で連文。したがって、( ) 内は削除。
- (60) 「施失」で連文。「施」は弛に通じる。
- (61) 「隱痛」で連文。なお、この文章は、「隱痛」の下で一度斷句すべきかもしれない。
- (62) 引用の誤り。
- (63) この「難」は、危難の意。
- (64) 逆祀のこと。
- (65) 何注に「廢 置也 置者 不去也 齊人語」とあるのを参照。
- (66) 159頁13行も同様。
- (67) 引用の誤り。
- (68) 經文の引用ではない。
- (69) 引用の誤り。
- (70) 引用の誤り。なお、莊公十三年の經に「夏六月齊人滅遂」とあるのを参照。
- (71) 何注に「踊 豫也 齊人語 若關西言渾矣」とあるのを参照。
- (72) 意味が全く逆である。
- (73) 「端眇」で連文。
- (74) AがBであることを、の意。
- (75) 次行も同様。他國のものを討つ、の意。
- (76) 自國のものを討つ、の意。
- (77) 敢えて讀めばの話。ここは、『繁露』の原文自體が定め難い。
- (78) 注の(24)を参照。なお、( ) 内は削除。
- (79) 何注に「反報於莊王」とあるのを参照。
- (80) 休息せよ、の意。( ) 内は削除。
- (81) 注の(24)を参照。
- (82) 同頁13行も同様。「復」は、復命の意。
- (83) 引用の誤り。
- (84) 「科」は、領域、わりあて、の意。
- (85) 引用の誤り。
- (86) 引用の誤り。
- (87) 176頁4行も同様。「陳侯夫人の媵となる女を送って郵まで行き」の意。
- (88) 引用の誤り。
- (89) 「尤」は、猶に通じる。なお、『繁露』の原文では、「猶」に作っている。
- (90) 引用の誤り。
- (91) 「同居」のままでは、嗣君の意味にならない。俞樾に従って、「同居」を「司君」に改めて始めて、嗣君の意味となる。
- (92) 何注に「不言月、食之者 其形不可得而觀也 故疑言曰、食之」とあるのを参照。なお、「上」とは、日を指す。
- (93) 「保獲」で連文。
- (94) 前徴の意。
- (95) あるいは、「星、幸して北斗に入る、あり」。
- (96) 疏に「持論者 執持、公羊之文以論左氏」とあるのを参照。

(97) あるいは、「漢制をつくる」。

(98) 引用の誤り。

(99) 引用の誤り。

(追記) 陳柱が各々の原典をどのように読んで引用しているのかは、實際のところ、よくわからないが、引用原典を正しく讀んだとしても、陳柱の論旨に支障をきたさないようであるから、遠慮なく、正しく讀むことにした。なお、引用文を原典と對照してみると、故意の省略・書きかえと思われるものもあるが、それらを割り引いても、誤りが多い。また、施されている句讀點にも、誤りが多い。これらの誤りは、陳柱自身に責任があるのかどうか、はっきりしないが、とにかく、必要最小限、訂正することにした。

なお、この「正誤表」自體にも、誤りが多いかもしれない。だとすると、その理由は、一つには、調査・執筆に一箇月足らずしか時間がとれなかったからであり、二つには、陳柱の原書が、およそ翻譯に値しない、つまらぬ俗書の類であるため、いまひとつ集中できなかったからであり、「地の文の正誤表を省いた眞の理由は、ここにある」、三つには、譯者の亂れにこちらも感化されてしまったからである。しかし、これらは全て、筆者の言いわけである。好事家に、「正誤表」正誤表の作成をお願いしたい。

追記のまた追記ということになるが、脱稿直後に、「留學生と訓讀」と題する、驚くべき訓讀禮讚の一文が目にとまった〔原田種成、『東方』80號〕。しかるべき場所ではないけれども、一言で済むので、ここで論評する。訓讀できたとしても、原文を半分も讀めたことにはならない、「性格はやや異なるが、音讀の場合も同様」と。そして、このような常識にもとづけば、本稿に關連して、次のような想像が成り立つ。——もし、譯者が引用文を訓讀などせず、まともに日本語に翻譯していたとすれば、この「正誤表」は、少なくとも二倍の分量〔もちろん、單なる字數ではなくて、項目數について〕にふくれあがっていたであろう。

(一九八七年十一月六日受理)